

無形民俗文化財の社会性 —— 現代日本における民俗芸能の場所 ——

橋 本 裕 之

The Sociality of Intangible Folk Cultural Properties —— The Location of Folk Performing Arts in Contemporary Japan ——

Hashimoto Hiroyuki

要 約

民俗芸能という術語はまちがいなく懐古趣味的な響きを持っている。民俗芸能は長らくノスタルジアを愛好する民俗学者の関心事であり、「伝統」「素朴」等々のイデオロギー群を同伴してきた。だが近年は、無形民俗文化財という学術的な価値のみならず、人々が広く共有している地域文化に対する関心を満足させる材料として、もしくは地域社会が地域のアイデンティティを再構成するための文化的なシンボルとして、社会的な価値を付与されることが少なくない。また、民俗芸能を観光資源として活用する場合も数多く見られる。

そして、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、民俗芸能を無形民俗文化財として理解する視座の限定性のみならず、民俗芸能を培ってきた社会性に対する視座の必要性をも再認識させる契機として働いたといえるだろう。地域社会に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、民俗芸能に致命傷を刻みつけたかもしれないが、民俗芸能を再考してその意味を再発見したり再認識したりする契機として重要であるとも考えられる。東日本大震災が無形民俗文化財の可能態を触発するとしたら、私たちにできることは何だろうか。

キーワード：民俗芸能、無形民俗文化財、東日本大震災、社会性 演技の民俗誌

1. はじめに

本稿は現代日本における民俗芸能の場所に留意しながらも、とりわけ東日本大震災以降の民俗芸能に関する状況を紹介することによって、「無形民俗文化財の社会性」を主題化するものである。「無形民俗文化財の社会性」という主題はいくつかの視座を呼びおこす。大別するならば、無形民俗文化財という制度にまつわる社会性、そして無形民俗文化財に指定されている事象にまつわる社会性に分けられるだろう。だが、相互に影響しており浸透していることは、あらためて強調するまでもないはずである。もちろん無形民俗文化財は民俗芸能に限られるわけでも何でもない。にもかかわらず、とりわけ民俗芸能に留意するのは、私が長らく民俗芸能について調査研究してきたという事情に由来している。だが、一般的にいても、民俗芸能が脚光を浴びる場合は少なくないはずである。

じっさい、民俗芸能は長らくノスタルジアを愛好する民俗学者の関心事であり、「伝統」「素朴」等々のイデオロギー群を同伴してきた。だが近年、民俗芸能は無形民俗文化財という学術的な価値のみならず、伝統文化や地域文化に対する人々の広汎な関心を満足させる材料として、もしくは地域社会が地域のアイデンティティを再構成することに貢献する文化的なシンボルとして、社会的な価値を付与されることが少なくない。また、民俗芸能を観光資源として活用する場合も数多く見られる。

そして、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、民俗芸能を無形民俗文化財として理解する視座の限定性のみならず、民俗芸能を培ってきた場に対する視座の必要性をも再認識させる契機として働いたといえるだろう。地域社会に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、民俗芸能に致命傷を刻みつけたが、現代日本における民俗芸能の場所を再考してその意味を再発見したり再認識したりする契機を提供したとも考えられる。東日本大震災が無形民俗文化財の可能性を触発するとしたら、私たちにできることは何だろうか。

国立台北芸術大学文化資源学院博物館と文化資産研究センターの2012無形文化遺産国際フォーラム「無形文化遺産の再構築と再生：文化の多様性と東アジアの視野」を企画した黄貞燕は私に送ってきたEメールにおいて、「無形文化遺産の知識と技術は、純粹で中立したものではなく、常に文化と社会の変化につれて変わるものです。こういったような特徴をもつ無形（民俗）文化財の保護へ、わたしたちあるいは行政側は、できること、考えられることはなんですか。そして、保護行政は、無形（民俗）文化財へどのような影響をもたらすか。」と述べている。本稿は黄が問いかけてきた内容に触発されて、民俗芸能が無形民俗文化財として指定されてきた経緯を概観した上で、東日本大震災以降の民俗芸能に関する状況において無形民俗文化財の制度じたいが社会的な諸関係を生産している消息の一端を描き出してみたい。

2. 無形民俗文化財としての民俗芸能

現代日本における民俗芸能は例外なく対象化の過程を幾重にも経験しており、重度に意味論的な場であるといえることができるだろう。あらゆる民俗芸能はさまざまな意味がせめぎあう舞台として存在している。民俗芸能を文化財として保存する文脈、民俗芸能を地域づくりの中核として位置づける文脈、民俗芸能を地域社会の経済を活性化する観光資源として活用する文脈は、いずれも民俗芸能を対象化する過程の典型をしめしている。こうした対象化の過程は民俗芸能が「見る／見られる」関係を前提した審美論的かつ意味論的な場であることに由来している。というのも、民俗芸能を成立させる「見る／見られる」関係は観客が民俗芸能を見物するという具体的な地平のみならず、さまざまな団体が民俗芸能を対象化するという象徴的な地平をも保証していると考えられるのである。

民俗芸能に付与された社会的な文脈として最も支配的であると思われるのは、やはり文化財と観光資源であろう。前者は民俗芸能を伝統文化や地域文化として保存、活用することを定めた文化財保護法、後者は民俗芸能を観光資源として活用することを奨励する地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律、通称おまつり法として結晶している。そして、文化財と観光資源という2つの社会的な文脈が併存もしくは複合する事態は、地域社会における民俗芸能の存在形態に少なからず影響しているのみならず、民俗芸能にまつわる新しい文化現象、つまり創られた民俗芸能が生み出される契機としても作用している。

文化財保護法は第2次世界大戦後の1950年に制定された。文化財保護に関する法律は戦前にも古社寺保存法、史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法などが存在していたが、個々の法律が限定的な対象を扱うだけであつた。ところが、文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」ものであり、各種の文化財を定義して、その内容と価値を明示した。また、当時の文部省における外局として文化財保護委員会（後の文化庁）を設置して、文化財保護行政を統一的に推進することが定められた。文化財保護法は従来の法律が扱っていなかった無形文化財をも包含しており、民俗芸能もその範疇に含まれて、助成と公開の措置を講じることが定められたのである。だが、指定制度は採用されなかった。

そして1954年、文化財保護法が一部改正される。文化財に関する定義を整備して、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗資料・記念物の4種類に分けるものであつた。無形文化財は世界にも類例を見なかった重要無形文化財、いわゆる人間国宝を指定する制度を設け、重要無形民俗文化財以外の無形文化財についても必要なものを選択して記録作成等の措置を講じることが定められた。また、民俗資料は有形の民俗資料を重要民俗資料として指定すること、無形の民俗資料についても選択して記録作成等の措置を講じることが定められた。

無形の民俗資料は「衣食住、生業、信仰（主として民間信仰をいう。）、年中行事等に関する風俗慣習そのもの」をいう。無形の民俗資料を指定しなかったのは、それが時代によって変化するものであり、指定制度になじまないと考えられたためであった。民俗芸能は無形文化財と無形の民俗資料のどちらにも含まれる曖昧な基準であったが、実際は1951年に定められた「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」にしたがって、1970年以降は毎年、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択された。

ところが、高度経済成長期を経て近代化や都市化の過程が急速に進行した結果として、文化財は数々の困難に対峙せざるを得なかった。かくして1975年、文化財保護を強化するべく文化財保護法が再度改正される。文化財は有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種類に分けられた。民俗資料は民俗文化財という名称に改められて、有形のみならず無形民俗文化財にも指定制度が導入された。民俗文化財は「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」をいう。

民俗芸能に関して最も大きく改変された部分は、民俗芸能を民俗文化財として統一的に位置づけたことであった。「旧法上は民俗芸能がどの文化財の種別に属するかについては明文の規定がなく、運用上は無形文化財と民俗資料のいずれにも属するものとして取り扱われてきたが、これを改め民俗文化財に属するものとして明記した」わけである。以降、民俗芸能は重要無形民俗文化財として指定、もしくは記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択された。その基準は(1)芸能の発生又は成立を示すもの、(2)芸能の変遷の過程を示すもの、(3)地域的特色を示すものである。地方公共団体も文化財保護法に倣って文化財保護条例を漸次制定したため、全国各地の民俗芸能が都道府県および市町村の無形民俗文化財として指定されていった。

3. 民俗芸能の社会性

1994年に文化財保護企画特別委員会が作成した審議経過報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について一報告」は、文化財保護に関して今後検討すべき課題の1つとして「文化財の活用の推進」をあげている。そして、数々の困難に対峙している民俗芸能を保存するためにも、そもそも民俗芸能を伝承している地域の産業じたいを振興しなければならないというのである。また、無形の文化財に関していえば、時代にしたがって変化する性格を備えているため、「その文化財の基本的な部分を残しながらも、時代に合わせた種々の工夫を重ねつつ継承と発展が図られるよう配慮する必要がある」ことを強調した上で、有形の文化財を想定した基本的な理念、つまり保存と活用じたいを再検討する時期が到来していることをも示唆している。これも文化財保護法における民俗芸能の場所を問いなおしたものと考えられるはずである。

この報告はあくまでも文化財保護法に依拠して作成されているが、同時に文化財が持つ社会的な文脈に対する広汎な視座を呼びおこすものであった。じっさい、「企画、観光、商工、農林水産、建設等の関連行政部局と適切な連携を図り、施策の展開に務める必要がある」ともいうとおり、従来の文化財行政が扱ってきた範囲を大きく逸脱する可能性を秘めている。とりわけ民俗芸能は今日もはや複数の社会的な文脈が併存もしくは複合するアリーナとして存在しており、文化財行政をも含めて民俗芸能に係るさまざまな行政の思惑が複雑に交錯している。民俗芸能の観光資源化もその1つであり、しかもおまつり法によって、最も強大な社会的な文脈として正当化されたのであった。

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律、通称おまつり法は当時の運輸省・通商産業省・農林水産省・文部省・自治省の5省によって立案されて、1992年に制定された。この法律は「地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域の特色を生かした観光の多様化による国民及び外国人観光客の観光の魅力の増進に資するとともに、消費生活等の変化に対応するための地域の特色に即した特定地域商工業の活性化に資することにかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措置を講ずることにより、観光及び特定地域商工業の振興を図り、もってゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする」ものであった。

つまり民俗芸能を観光資源として活用することによって、地域を活性化しようというわけであるが、この法律に民俗芸能という表現はまったく登場しない。地域伝統芸能という表現が使用されている。地域伝統芸能は「地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習」をいう。民俗芸能にほぼ重なりと考えられるが、1991年に出された通達「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律に基づく基本計画の作成等について」は「当該地域に根ざし、民衆の中で受け継がれているものであれば、必ずしも長い歴史を有するものである必要はないので、地域ごとに個別に弾力的に判断すること」を明言しており、歴史的な真正性を欠いた比較的新しいものも含まれる。創られた民俗芸能もその範疇であるというわけである。

だが、地域伝統芸能は文字どおり地域に根ざした土着的なものでなければならぬとも明言されている。それは地域伝統芸能が何よりも地域を活性化する契機として期待されていることをしめしている。民俗芸能という表現を避けたのは、民俗芸能が文化財保護法にも登場する学問的な術語であり、言外に保存を含意しているため、その語感に束縛されることを回避するためだろうか。といっても、実際は国指定重要無形民俗文化財をも含めた各種の無形民俗文化財を積極的に扱うことを明言しているから、無形民俗文化財として指定されていない民俗芸能よりも指定されている民俗芸能が観光資源としても高い価値を持つと考えられているらしい。そ

のような有用性は皮肉にも、文化財保護法が民俗芸能を国民の文化的な遺産として価値づけ、そして権威づけた結果もたらされた副産物であった。

民俗芸能が以上見てきたような社会的な文脈を付与されている現在、当事者はどのような実践を展開しているのだろうか。無形民俗文化財という社会的な文脈は何よりも保存会という新しい組織を生み出した。保存会は1960年代以降、従来の組織に代わって民俗芸能を伝承する主体として全国各地に誕生する。その大半は国・都道府県・市町村を問わず最初の指定に関連して発足しており、文化財保護行政が触発した新しい文化現象であるといえることができる。保存会の目的は文字どおり民俗芸能を保存することであり、後継者不足や財政難などの危機的な状況を克服することであった。だが、より上位の指定を獲得して、いずれは重要無形民俗文化財という最高の称号に到達することであった場合も少なくない。そのためにこそ保存会を発足させることもあったのである。

いずれにしても、保存会は自分たちが無形民俗文化財を次代に継承する使命を担っていることを十分に自覚しており、そのような使命を完遂するべく伝統文化や地域文化の配達人として各種の民俗芸能大会にも出演している。こうした過程は当事者が民俗芸能を慣習的な実践として伝承しているというよりも、価値を自覚しながら意識的に実践している消息をしめしている。しかも、その価値を流用することによって、観光資源という社会的な文脈に適応していった場合も数多く見られたのである。

民俗芸能の観光資源化はおまつり法によって正当化された。だが、無形民俗文化財を観光資源として操作する当事者の戦術はおまつり法を待つまでもなく、早い時期に各地で確認することができる。無形民俗文化財はそもそも当事者に本来的な存在形態を保存させるべく指定するものであり、当然ながら保存会もそうした目的を実現するべく努力することが期待されているはずであった。にもかかわらず、実際は民俗芸能を観光資源化するため、無形民俗文化財という称号が持つ権威を流用しているのである。それが重要無形民俗文化財であったら、観光資源としての価値も増大するというわけだろうか。

4. 東日本大震災以降の課題

私は2010年5月以来、岩手県文化財保護審議会における唯一の民俗担当委員として、岩手県に多数伝承されている民俗芸能などを岩手県無形民俗文化財として指定する作業に従事している。岩手県は「民俗芸能の宝庫」として知られており、各種の民俗芸能が1000件以上も伝承されている。沿岸部だけでも神楽・虎舞・鹿踊り・念仏剣舞に代表される多種多様な民俗芸能が約250件も存在している。だが、2012年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県沿岸部の民俗芸能にも甚大な被害をもたらした。そして、私じしんこうした事態に巻き込まれつつも深くかわる過程において、「無形民俗文化財の社会性」について再考することを余儀なくされたのである。

岩手県沿岸部の民俗芸能は無形民俗文化財として保存されているというよりも、むしろ地域社会に暮らす人々の楽しみや喜びとして享受されてきた。また、2012年9～11月に開催された国立民族学博物館の企画展「記憶をつなぐ―津波災害と文化遺産―」においても強調しており、記憶の貯蔵庫として重要な役割をはたしている。すなわち、岩手県沿岸部の民俗芸能は地域社会が地域社会として成立するために欠かせない精神的な支柱であり、そこで生きる人々にとって気高いものとして存在していたのである。

もちろん岩手県沿岸部においても、宮古市の黒森神楽と普代村の鶴鳥神楽が2005年に「陸中沿岸地方の廻り神楽」として記録作等の措置を講ずべき無形民俗文化財として選択されている。また、黒森神楽は2006年に重要無形民俗文化財として指定されており、鶴鳥神楽も2011年に岩手県無形民俗文化財として指定された。だが、岩手県沿岸部の民俗芸能で岩手県無形民俗文化財に指定されている事例は僅少であり、市町村にも指定されていない場合が数多いのである。

岩手県沿岸部の民俗芸能が必ずしも無形民俗文化財として扱われてこなかったことは、功罪の両面を持ち合わせている。それは岩手県沿岸部の民俗芸能が今日でも同時代性を維持しているという意味において、「生きている」ことを示唆しているともいえるだろうが、岩手県や市町村が組織的な行政調査を十分に実施してこなかったため、所在すらはっきりしない場合も少なくなかった。どこにどのような民俗芸能が存在しているのかについてすら、基本的な情報が得られていなかったわけである。したがって、東日本大震災によって被災した民俗芸能団体に関する情報についても、依然として必ずしも十分に把握することができていないのは当然であった。

同じく当然ながら、岩手県や市町村が被災した民俗芸能団体を支援する活動もまったく進まなかった。当該の民俗芸能が無形民俗文化財として指定されていない、つまり未指定の状態である場合は、いってみれば透明人間のようなものであり、岩手県や市町村が直接的に関与することがむずかしい。実際は民俗芸能に関心を持つ数名（私もその1人である）が個人的な活動として、被災地における民俗芸能に関する情報を収集して、民間の助成団体に働きかけながら、被災した民俗芸能団体を支援する方策を模索してきたのである。

かくして、私は東日本大震災以降、無形民俗文化財に関して極端な見解に到達したことを強調しておきたい。それは危機管理の予防策として、今後あらゆる民俗芸能を少なくとも市町村の無形民俗文化財として指定するべきであるということである。少なくとも岩手県沿岸部についていえば、民俗芸能は地域社会に入った深く鋭く亀裂を縫い合わせて、傷ついた地域社会を再生させる契機として演じられている。そのような民俗芸能を無形民俗文化財として指定することは、民俗芸能を無形民俗文化財として保存するという地平を超克して、極限的な状況において地域社会を再生させる手がかりとして重要であり、「無形民俗文化財の社会性」を活用する方法の可能性を示唆していると考えられるだろう。

たとえば、平成の時代に入った以降に誕生した大槌町の城山虎舞のような場合でも、地域社

会の文化的なシンボルとして大きな役割をはたしていることに鑑みて、積極的に指定していったらどうだろうか。だが、こうした視座も不十分であるといわざるを得ない。「民俗芸能の宝庫」を襲った東日本大震災は、民俗芸能というアートフォームを無形民俗文化財として理解する視座の限定性のみならず、民俗芸能を培ってきた場——民俗ともいえるだろうか——に対する視座の重要性をも再認識させる契機として働いたはずである。

そもそも無形民俗文化財は民俗芸能のみならず、風俗慣習（祭礼行事等）も含まれているわけだが、どうしても民俗芸能ばかりが脚光を浴びてしまいがちである。「復興の音色、高らかに」とかいつて新聞に載ったりして、派手な民俗芸能が紹介される。そうした機会だけは新聞記者が多数来たりするという状況がよく見られる。だが、私は次第に民俗芸能を培ってきた場に対する視座が不十分であることに気づかされていった。年中行事もその典型であろう。民俗芸能だけが単体として扱われても、年中行事として位置付けられている民俗芸能の存在形態は浮かび上がってこない。

私たちは民俗芸能が年中行事の1つとして演じられており、地域社会の全体的な関係性の中に組み込まれていることを忘れてしまいがちである。前述した黒森神楽と鶴鳥神楽にしても、「陸中沿岸地方の廻り神楽」として記録作等の措置を講ずべき無形民俗文化財として選択されていた。その理由は黒森神楽と鶴鳥神楽が岩手県沿岸部の広域を巡行する廻り神楽を今日でも維持していることに求められる。したがって、黒森神楽と鶴鳥神楽がアートフォームとして高い価値を持つことはあらためて強調するまでもないだろうが、むしろ岩手県沿岸部の村々が畏敬の念を持ってこうした神楽を受け入れてきたことこそが、記録作等の措置を講ずべき無形民俗文化財として高く評価されているわけである。

だが、黒森神楽と鶴鳥神楽が巡行する村々は東日本大震災によって甚大な被害を受けて、こうした神楽を受け入れてきた宿もいくつかが失われてしまったため、世界的に見ても奇跡的な上演形態が危機的な状況にさらされている。にもかかわらず、そのような場をどう再生させていったらいいのか、必ずしも十分に議論されていないようにも思われる。宿を確保することが黒森神楽と鶴鳥神楽を維持することにつながり、地域社会を再生させることにもつながるとしたら、私たちにできることは何だろうか。私は鶴鳥神楽のメンバーとも相談を重ねた上で、鶴鳥神楽の宿を支援する活動として、東京都歴史文化財団が手掛ける「東京都による芸術文化を活用した被災地支援事業」を活用して、釜石市箱崎町白浜の宿を支援したり岩手県内陸部において宿を新規に創出したりしてきた。これも民俗芸能を培ってきた場を再生させることをめざした活動の1つであった。

5. おわりに

民俗芸能研究に従事している俵木悟は東京文化財研究所無形文化遺産部に所属していた当時、「筆者自身は文化財保護という政策に深く関わる立場にある。文化財保護を、人が担う文化に国家という枠組みから価値を付与して「残す」ことを要請するのではなく、彼らの希望によって「伝える」ための支援の施策として組み換えていく方法を探ることも筆者の責務である。そのときはもう、「文化財」という言葉はふさわしくないのかもしれないが。」[俵木 2009: 87]と述べていた。私じしんも岩手県沿岸部の民俗芸能団体に深くかかわる過程において、俵木が適切にも要約した「彼らの希望によって「伝える」ための支援の施策として組み換えていく方法」の可能性を模索したいと考えている。

私は本稿の冒頭において、「地域社会に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、民俗芸能に致命傷を刻みつけたが、民俗芸能を再考してその意味を再発見したり再認識したりする契機を提供したとも考えられる。東日本大震災が無形民俗文化財の可能態を触発するとしたら、私たちにできることは何だろうか。」と書いた。本稿において紹介した活動もその1つだろう。今後の課題をあげるとしたら、民俗芸能を無形民俗文化財としてのみ考えるよりも、むしろ民俗芸能を培ってきた場じたいをどう守っていけるかを考えることだろうと思われる。東日本大震災以降だからこそ、民俗芸能を培ってきた場、つまり民俗に対する視座がとりわけ強く要請されている。

文化庁も東日本大震災以降、2012～2013年度の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を活用して、岩手県のみならず宮城県や福島県においても、被災した無形民俗文化財に関する現地調査を開始しているが、いずれも民俗的な部分を見ていこうということだろう。東日本大震災は民俗芸能のみならず、民俗芸能を培ってきた場に対する視座の重要性をも再認識させた。それは文字どおり有無をいわさない力によって、民俗に対する視座の重要性を再認識させる契機として働いてしまったともいえるだろう。

以上、現代日本における民俗芸能の場所に留意しながら、とりわけ東日本大震災以降の民俗芸能に関する状況を紹介することによって、無形民俗文化財の制度じたいが社会的な諸関係を生産している消息の一端を素描してきた。あらためて無形民俗文化財は民俗芸能に限られるわけでも何でも無いことを認めた上で、最後に「無形民俗文化財の社会性」という主題をもう少しだけ拡張しておきたい。それは身体技法を習得する／させる過程にかかわっており、民俗芸能を形成している内在的な諸条件を主題化することを意図している。

そもそも民俗芸能はその複合的な名称がはからずも示唆しているとおり、中間的な性格を持っている。したがって、民俗芸能を対象化する方法にも複数の可能性が存在していると思われる。といっても、その大半は民俗芸能を規定している外在的な諸条件を主題化しており、民俗芸能を形成している内在的な諸条件に必ずしも到達していない。だが、民俗芸能は特異な位相

に置かれているといっても、やはり身体技法の一種であり、個別的な演技の集合体である。したがって、身体技法を習得する／させる過程やそのような過程に埋め込まれた美的価値をも含めて、民俗芸能を形成している内在的な諸条件を主題化することが求められている。こうした視座は「演技の民俗誌」とでもいうべき新しい領域を含意しているはずである。

黄は私に送ってきた別のEメールにおいて、「保護制度は、無形文化遺産を守るものとして生まれてきたのですが、結局、外的資源と仕組みの介在により、無形文化遺産のあり方自体への影響も少なくありません。保護制度の実施は、この点を意識しなくてはなりません。保護制度の実施により、無形文化遺産の知識や技術の学習方法、学習過程、師弟関係も徐々に変わりましたね。」とも述べていた。黄が指摘している内容はきわめて重要であり正鵠を射ているが、残念ながら私じしんもこうした視座を十分に深めることができていない。

だが、岩手県沿岸部の民俗芸能が民俗文化財として保存されているというよりも、むしろ地域社会に暮らす人々の楽しみや喜びとして享受されており、気高いものとして存在していた消息を思い出してほしい。こうした美的価値は当事者にとってみれば、身体技法を習得する／させる過程に貢献する資源として働いているはずである。そうだとしたら、岩手県沿岸部の民俗芸能が東日本大震災以降、無形民俗文化財として指定される過程において、「知識や技術の学習方法、学習過程、師弟関係」のみならず美的価値をもどう変化させていき、新しい文化現象として展開していけるのかどうかを注意深く見守っていかなければならないだろう。本稿の主題に引き寄せておけば、無形民俗文化財に関する「演技の民俗誌」は、文字どおり未発の課題として残されているのである。

参考文献

- 福島真人編 1995『身体の構築学—社会的学習過程としての身体技法—』ひつじ書房
- 橋本裕之 1994「演技の民俗誌—松戸市大橋の三匹獅子舞—」『松戸市立博物館調査報告書』1
(千葉県松戸市の三匹獅子舞) 松戸市立博物館
- 橋本裕之 2000「民俗芸能の再創造と再想像—民俗芸能に係る行政の多様化を通して—」『講座日本の民俗学』10(民俗研究の課題) 雄山閣出版
- 橋本裕之 2012「岩手県沿岸部における無形民俗文化財への支援と今後の課題」『記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産—』国立民族学博物館
- 俵木悟 2009「民俗芸能の「現在」から何を学ぶか」『現代民俗学研究』1

付記

本稿は本文中でも触れた国立台北芸術大学文化資源学院博物館と文化資産研究センターの2012無形文化遺産国際フォーラム「無形文化遺産の再構築と再生：文化の多様性と東アジアの視野」における口頭発表の内容をまとめたものである。この国際フォーラムは2012年10月18日、国立台湾師範大学図書館において開催された。したがって、現在は状況が異なっている部分も含まれている。たとえば、岩手県文化財保護審議会の委員は2014年4月30日に終了した。また、鶺鴒神楽は2015年3月2日に重要無形民俗文化財として指定された。だが、議論の全体を修正する必要性は必ずしも認められないので、当初の内容を変更しないで掲載する。

2016年1月6日受理